

# 技術習得指導と施工計画指導

平成14年  
国土交通省告示第464号

新都市ハウジング  
協会

建築主事

コンクリートは、一度に高さは8m  
を超えて充填しないこと。

I - 技術習得指導  
(施工技術習得指導)

対象: 施工会社

中間検査

ただし、実況に応じた試験によって、  
鋼管にコンクリートが密実に、かつ、  
すき間なく充填されること及び鋼管  
に充填するコンクリートが必要な強  
度となることが確認された場合は、  
この限りでない。

3層実大実験



II - 施工計画指導  
(施工計画技術指導)

対象: CFT造施工管理技術者

CFT造施工計画書

竣工検査

CFT造施工結果  
報告書

